

除斥期間の延長と加算税制度の見直し

背景

貿易取引の複雑化・多様化

非違実態解明の困難化・長期化

悪質事犯の増加

現行制度と今後の方向性

除斥期間
(2年)

短期間(2
年間)で
の調査と
いう制約

刑事手続
を前提と
した証拠
の収集

告 発

通告処分
(不履行は告発)

時間切れという問題

膨大な事務量

限られた人員でより多くの非違事案に対応するには

納税者の資質に応じた
よりの確な調査の必要性

機動的な対応の
必要性

今回答申

除斥期間等を3年に延長する。

今回答申

偽装・隠ぺいによる関税のほ脱に対し
て重加算税を賦課する措置を講じる。

(注) 賦課課税方式による関税等については、現行制度上も過少申告加算税・無申告加算税の適用がされず、引き続き通告処分に対応。